サヨセットセントラル学区
行動規範概要
(平易な言葉)

はじめに

これは、サヨセットセントラル学区 (学区)行動規範の概要である。

私達、学区の者、全員は、全ての学校が安全な場所であるべきと信じている。私達の目標は、全生徒及び、職員が規則に従うことである。私達は、責任を持ち尊重しなくてはならない。

学区の一般規範規則は：

1. 尊重する (優しく接し全員を良好に扱い、いじめない)
2. 責任を持つ (誠実、協力的である、学校で適切な服装をする)

これらの規則は、全生徒、職員、保護者及び、学区訪問者に適用される。

この概要は、規範完全版を代替する意味はない。いかなる質問がある場合、学区規範完全版を参照する。

この概要と完全版規範に相違があるよう思われる場合、完全版規範に記載されている次の文書に従う。

I. 定義

この規範には、知らない用語が多い可能性がある。規範のはじめに用語の意味が説明されている。

II. 生徒の権利と責任

A. 生徒の権利 全生徒は、外見や趣味に関係なく学校へ行く権利がある。皆、公平に扱われる権利がある。

B. 生徒の責任 全生徒には、安全な環境で皆の学習を促進するよう学校に参加する責任がある。

III. 重要協同者

保護者/後見人

全保護者及び、後見人は、規範規則に従う責任がある。これは、生徒が学習できるよう学校の安全を促進する。

学校職員

全学校校長、教員及び、職員は、次の規範規則に従う責任がある。これは、生徒の成功につながる。

IV. 生徒の服装規範

全生徒は、学校では、適切な服装でいなくてはならない。どのようなものが学校で容認不可能かが規範に説明されている。各家庭は、児童が学校で適切な服装を身に着けるよう確かめる。

学校にて生徒が不適切な服装をした場合、適切な服装への修正を指導される。生徒は、この規則に従わなければ処分が科せられる。校内停学は、規則に従わなかった処分の一例である。生徒が不適切な服装を数度し適切な服装への修正の指示に従わない場合、彼らは、更なる処分になる。校外停学は、この規則に数度、従わなかった場合の処分の一例である。

V. 生徒の行動

学校で生徒は，次のよう振舞うべきである:

- 適切に行動する。
- 他者に優しくする。
- 学校私有物を大切にする。

学校で生徒による次の行為には、処分が科せられる：

- 危険な行動
- 他者を尊重しない
- 学校私有物を損傷
- 他者を脅す
- 他者を傷つける
- 他者のものを写す
- 盗む
- 他者を不適切に触る
- 喧嘩
- 火事警報器を引く
- 武器の所持
- 麻薬の所持/使用/販売
- 喫煙

- 煙草の使用
- いじめ
- ハラスメント及び、差別

このような行為に対して処分の例として学校からの停学がある。

<u>いじめ</u>

学区では、いじめは、許容されない。いじめっ子とは、言う又は、傷つけることを繰り返しする者である。いじめ行為は、誰かが：
:

- 他者を笑いものにする。
- 非友好的に他者をぶつ、押す又は、触る。
- 意図的に誰かを遊びや活動から外す。
- 誰かの所持品を壊す又は、盗む 。
- 傷つく噂をたてる (真実ではない可能性がある誰か又は、事の噂。)
- E メール、テキストメッセージ、ビデオで脅迫又は、傷つく伝言をする、又は、それをインターネットに掲示する。

いじめは、誰かに恐怖を与える又は、傷つける可能性がある。あなたの学校にいる大人は、全児童が安全と感じる事を望んでいる。いじめあう又は、友達がいじめにあっているのを目撃した場合、教員、職員又は、校長に話さなくてはならない。

<u>ハラスメント/差別</u>

ハラスメントとは、人が他生徒又は、職員に挑発される事である。それは、脅迫、悪口、力又は、体の大きさで不快に感じさせる、又は、身体的に痛みつけられることを含む。度々、人の外見、行動又は、人とどう違うかと考えられた事がハラスメントの基準になる。人種、皮膚の色、体重、国籍、民族グループ、宗教、信仰、性別、性、性的指向又は、障害を基に他者を意地悪く不公平に扱ってはいけない。学校で嫌がらせや差別は、出来ない。

<u>電子機器</u>

電子機器を不適切に使用する生徒は、活動停止又は、停学などで責任を取る可能性がある。

VI. 違反報告

- 誰かが学区規則に従っていない場合、全生徒は、学校にいる大人に話さなくてはならない。
- 危険物（麻薬／酒／武器など）を持った生徒を見かけたら直ぐに学校の大人に話さなくてはならない。
- 懲戒実施が許可されている学校にいる大人は、速やか且つ適正にそうすべきである。
- 懲戒を行う事が許されていない学校にいる大人は、教員又は、校長に規範規則違反に関して速やかに報告する。
- 危険な持ち物　(麻薬/酒/武器)は、可能であれば気が付き次第、直ちに取りあげられる。
- 校長は、犯罪又は、違法行為である規範規則違反は、適正な法的執行機関（例えば警察署）に話す必要がある。

VII. 懲戒処分、手続き及び、委託

懲戒処分又は、処罰は、必要な限り、行動修正を促進する為、強硬及び、適正である。

A. 懲戒処分

規範規則を破る生徒は、次の処罰又は、懲戒処分を受ける可能性がある：

- 口頭通告 –学校にいる大人による
- 文書通知 –教員、バス運転手及び、校長による
- 保護者への文書通知 – 教員、バス運転手及び、校長による
- 度重なる規則違反及び、他の生徒の学習及び、安全の妨害の為、学校からの停学 (最低１日校外)

B. 手続き

学校職員は、問題ある行動に対して処分を与えることが認可されている。職員は、生徒にどんな悪いことをしたかを話さなくてはならない、そしてそれが起きた場合、生徒の責任なのか、行動調査する。生徒は、問題ある行動について職員に弁明できる。

規則を破り学校に登校できない処分を科せられた生徒には、読み聞かされた規範の懲戒部分での権利がある可能性がある。

C. 停学の最短期間

1. 銃を学校又は、学校活動に持参する生徒
学校又は、学校活動に銃を持参する生徒は、最低１年の停学になる可能性がある。
2. 暴力的な生徒
学校で暴力的な生徒は、校長による最低５日間の停学になる可能性がある。また、長期の停学もある。

3. 規則を破る、教室環境を壊す、教員のことを聞かない生徒
時々、規則を破る、教室環境を壊す、教員のことを聞かない生徒は、最低１日の停学になる可能性がある。

D. 委託

1. PINS　請願書
学区は、１８歳未満の生徒に対して家庭裁判所にてPINS (観察必要とされている者)請願書を出す可能性がある。これは、生徒が度々、規則破り学校にいる大人又は、彼／彼女の保護者に耳をかたむけない場合、裁判官が関与する。

2. 少年非行及び、少年犯罪
家庭裁判所にて下記の少年非行の手続きが始まった場合、学区教育長は、法的執行官（警察）に話さなくてはならない:

a) 学校に武器を持参した１６歳以下の生徒又は、
b) 犯罪手続法の下、少年犯罪者とみなされる可能性がある１４又は、１５歳のいかなる生徒

VIII. 選択授業

教育法及び、この規範で必須のため如何なる年齢の生徒が学校から停学にされた場合でも学校は、授業を提供しなくてはならない。

IX. 障害を有する生徒の懲戒

教育委員会は、障害を有する生徒が規範を破り懲戒が必要の可能性があることを知っている。　委員会又は、その職員は、各生徒の案件を基に処分を決定する。障害を有する生徒の懲戒の為の処分及び、手続きは、規範で説明されている。

X. 体罰

如何なる職員によるいかなる生徒への身体的罰は、許されない。ただし、必要であれば、職員は、肉体的力を使うことが出来る。肉体的力は、下記の場合にだけ使うことが出来る：

1. 誰かをケガすることから保護する為
2. 私有物を保護する為
3. 学校、学校行事の邪魔をし続け止まらない生徒を抑圧又は、退去させる為

XI. 生徒検査及び、質問

生徒に何の警告もなく職員は、規範違反に関して質問できる。職員は、生徒に質問する前に保護者に話さなくてもよい。職員は、生徒に質問されている理由を話す必要がある。教育委員会は、教育長、校長及び、警備主任が規範規則違反にあたる何かを発見できると考えれば、彼らに生徒の所持品検査の実施を認可する。彼らは、他者からの通告があった場合も生徒の所持品を検査できる。

学区は、麻薬捜査の為、訓練犬を使っての学校敷地調査で警察に協力する可能性がある。彼らは、武器捜索の為、金属探知機を使う可能性もある。

A. 生徒ロッカー、机及び、学校保管所

学校職員は、生徒に話すことなく又は、許可を得ることなく机、ロッカー及び、他の学校保管所を調査できる。生徒は、校外と同等のプライバシーの権利を校内では、持たない。

B. 検査

学校で生徒は、検査をされる可能性がある。捜索責任ある学校職員は、生徒が何か危険、違法又は、規範違反の物を隠していると考えられるなどの理由がなければならない。

C. 検査書類

生徒調査を行う学校職員は、調査に関して書き留める必要がある。

調査中、何か違法物が発見された場合、学校職員は、物品を取り上げ警察に渡す。

D. 生徒の検査及び、質問への警察関与

学校の安全を常に確保するため、学区は、警察及び、その他法執行施行に協力しなくてはならない。警察は、学校私有地内又は、学校行事時で限定された生徒検査又は、質問の権利を持つ。警察は、下記の場合に限り、学校又は、学校行事場所に入る可能性がある：

- 捜査又は、逮捕令状を持っている
- 又は、学校職員が許可している

E. 児童保護サービス調査

学区は、学校私有地内で可能性ある虐待及び／又は、ネグレクト、又は、法延問題に関して生徒との会話希望の生徒児童保護サービスに協力する。

XII. 学校への訪問者

保護者及び、その他の人達が生徒、教員、学校職員及び、教室訪問を希望する可能性を認識している。ただし学校は、学習及び、作業の場である為、訪問できない場合が多くある。

XIII. 学校私有地での一般行動

学区は、学校の安全を確保する為、規則を設定するべきである。これらの規則は、学校を訪問する人々にも適用される。地域の訪問者及び、人々は、学校での行動を抑制しなくてはならない。彼らは、出席している活動又は、行事を尊重し適切な服装をしなくてはならない。

A. 許可されない人とは：

- 他者を傷つける。
- 他者を脅迫する。
- 学校から盗む。
- 学校内の生徒又は、大人から盗む。
- 学校訪問者から盗む。
- 放火又は、グラフィッティ使用を含む学校私有物損傷
- 大きなごみ箱又は、リサイクルゴミ入れから物を持ち去る。
- 授業、プログラム又は、学校活動を中断させる。
- 破壊的、困惑させる、卑猥な又は、法に反した服装をする、又は、物品を配る。
- 肌の色、体重、国籍、宗教、性、性別、性的指向、障害、又は、他理由で人をいじめる、からかう又は、判断する。

- 閉校中、許可なく学校へ入る、又は、滞在する。
- 運転中又は、駐車中、学校にいるいかなる人の動作を止める又は、中断させる、もしくは、規則違反をする。
- 学校又は、学校活動で巻煙草、煙草、酒又は、麻薬を所持、販売、譲渡、交換又は、使用する。
- 警官又は、警備員以外で武器を所持又は、使用する。
- 関係なく学校敷地又は、行事にいる。
- 学校敷地内でお金又は、賭博目的でカード遊び又は、ゲームをする。
- 学校で働く人からの合理的要請に従う事を拒否する。
- 他の人にいかなる規範違反を犯させる。
- 学校私有地内又は、行事で法、規範又は、学区規則違反をする。

▪ B. 処分

規範規則を破る地域訪問者及び、地域メンバーは、学校私有地又は、学校行事へは、許可されない。規範施行の為、警官が呼ばれる可能性がある。

行動規範規則を破る生徒には、処分がある。

規則を破る学校で働く大人は、法律上、警告、叱責、業務一時停止又　は、解雇となる。

C. 執行

学校職員は、規則執行の責任を持つ。

全学校の尊厳法責任者:

尊厳法責任者	学校 **School**	電話番号

リンウッド博士	ベイリス	364-5798
エバ　キャプラン	ベリーヒル	364-5790
アレナレイズマン	ベリーヒル	364-5790
ジョージ　バッソ	ロビンズレーン	364-5804
ジョセフ　シナ—	ロビンズレーン	364-5804
マルセル　デマルコ	ロビンズレーン	364-5804
ション　カーナン	サウスグローブ	364-5810
マリー　バスコ	サウスグローブ	364-5810
ジョディ ヘイトナー	ビレッジ	364-5817
エリカ コシェイ博士	ビレッジ	364-5817
ロリ リビエン	ウォルトウィットマン ウィ	364-5823
マーカス クリショー博士	リッツ	364-5829
アンソニー　ロシェ	ウィリッツ	364-5829
スーザン ヘラー フィシャ	サウスウッヅ 中等	364-5621
リンダ　グルナート	サウスウッズ中等	364-5621
ジェームス　マクアリア—	H.B. トンプソン中等	364-5760
アリソン　ミルズキャロル	H.B. トンプソン中等	364-5760
リチャード　フェイバー	サヨセット高等学校	364-5675

XIV. 行動規範の共有

行動規範は、学校社会の人々と共有される。それは、教育委員会によって毎年、再検証される。

再検証済み４／ 23／ 2015
再検証済み５／ 11／2016